

市からの お知らせ

- 主催者
- 対象・定員
- 日時・期間
- 場所・会場
- 費用
(記載のないものは無料)
- 物持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 託児あり

はがき・ファクス・Eメールで申し込む場合の記入例

あて先は各記事の申込先へ、住所の記載がないものは市役所〒181-8555 三鷹市役所〇〇課へ。
往復はがきの場合は返信用にも住所・氏名を記入してください。

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)

お知らせ

光化学スモッグにご注意ください

市内では例年、5～9月ごろにかけて光化学スモッグ注意報・警報が発令されており、防災無線や公共施設の掲示などでお知らせしています。注意報・警報が出たときは外出を控え、目やのどが痛くなったら、すぐに洗眼やうがいをお願いします。

光化学スモッグの発生を抑えるため、できるだけ自動車の使用は控え、自転車・バス・電車を利用しましょう。

☎環境対策課☎内線2523

平成20年度大気中アスベストモニタリング調査の結果

三鷹市民センター、井の頭コミュニティセンター、大沢ふるさとセンターで各4回調査し、いずれも結果は検出下限値(0.3本/L)未満で、一般環境中でアスベストの飛散は確認されませんでした。

☎環境対策課☎内線2523

財三鷹国際交流協会(MISHOP)のホームページが新しくなりました

4月から同協会のホームページが新しくなりました。日本語・英語・中国語・韓国語の4カ国語で、同協会の活動や生活に役立つ情報をお伝えします。

☎同協会☎43-7812・HP<http://mishop.jp/>

5月は赤十字会員(社員)増強月間～事業資金にご協力を

期間中、各町会、自治会のみなさんがご家庭を訪問しますので、募金にご協力ください。募金は、国際救援活動、災害救援、献血事業、医療活動、福祉施設の運営などの人道的活動に活用します。

☎三鷹市募金委員会事務局(三鷹市福祉会館内)☎46-1108

狂犬病予防注射・犬の登録はお済みですか？

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、登録と毎年の狂犬病予防注射が必要です。

◆登録 市民課総合窓口、市政窓口で随時実施(手数料3,000円)。

◆個別注射 料金は動物病院によって異なります。注射した動物病院で発行される「狂犬病予防注射済証明書」を市民課総合窓口または市政窓口へ提示して「注射済票」(手数料550円)の交付を受けてください。

◆集合注射

☎5月12日(火)しんわ児童遊園＝午前9時30分～10時10分、井の頭コミュニティセンター本館＝午前11時～11時30分、中嶋神社＝午後1時30分～2時20分、13日(水)大沢コミュニティセンター＝午前9時30分～10時10分、御嶽神社＝午前11時～11時30分、新川天神社＝午後1時30分～2時20分、14日(木)三鷹市農業公園＝午前9時30分～10時10分、大沢青少年広場＝午前11時～11時30分、井の口院(神明社)＝午後1時30分～2時20分

※雨天の場合はいずれも1週間後に延期(午前8時45分に決定)。振替日(5月19日(火)・20日(水)・21日(木))も雨の場合は中止。

¥3,550円(同時に登録をする犬は6,550円、いずれも注射済票交付手数料を含む)

☎市から集合注射の通知を受け取った方は通知書(裏面の問診票)に必要事項を記入)

☎当日会場へ

☎環境対策課☎内線2523

税金

市税条例の一部を改正しました

地方税法などの改正に伴い、三鷹市市税条例の一部を改正しました。

◆固定資産税・都市計画税

①住宅用地等の減額制度の創設＝今年度課税から平成23年度課税まで、住宅用地・商業地等・市街化区域農地の固定資産税・都市計画税を、前年度分の税額の上昇を1.1倍まで抑制します。

②土地に対する税負担の調整措置の継続＝今年度、3年に1度の固定資産税の評価替えを行うにあたり、一層の課税の公平性確保と制度の簡素化を図り、土地の評価額に応じた税負担となるように調整措置を継続しました。

☎資産税課☎内線2366

◆個人住民税

①住宅ローン特別控除の創設＝平成22年度課税から、所得税の住宅ローン控除を適用される方のうち、平成21～25年に入居した方が控除しきれなかった額について、58,500円を限度に一定の額を市民税所得割から控除します。

②配当・譲渡益に対する軽減税率の延長＝上場株式などの配当・譲渡益に対する軽減税率を延長しました。

☎市民税課☎内線2349

固定資産税・都市計画税納税通知書を発送しました

平成21年度の土地・家屋・償却資産の納税通知書および課税明細書を、5月1日に発送しました。内容を確認のうえ、納期限までに納付してください。

また、課税明細書は証明書の申請や平成21年分の所得税確定申告書作成の参考資料としてもご利用ください。

☎資産税課☎内線2362

臨時納税相談窓口を開設します

市税などを納期限内に納付されていない方のために、平日の窓口延長と土・日曜日の臨時窓口を開設します。また、納税課・保険課職員が訪問・電話により催告しています。

※職員は訪問時に身分証明書を持っていますのでご確認ください。不審な際には担当者名を確認し、応対する前に市役所までご連絡ください。

☎5月8日(金)～17日(日)、平日は午前8時30分～午後7時30分、土・日曜日は午前9時～午後5時

☎保険課(市役所1階9番窓口)・納税課(市役所2階25番窓口)

※役所閉庁時間(平日午後5時以降と土・日曜日)は、庁舎南側スロープ下の地下1階警備室にお回りください。

◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

☎納税課☎内線2422



市税の納付忘れに電話での呼びかけを行っています

市では「三鷹市納税推進センター」を市役所内に開設し、納期が過ぎても納付の確認がとれない方に、電話で税目、期別、税額などをお伝えして納付のお願いをしています(株ベルシステム24への委託事業)。対象となる市税は、市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税です。

◆開設期間 5月23日(出までの水)～土曜日

◆開設時間 水・土曜日＝午前9時～午後5時、木・金曜日＝午後1時～7時30分 ※金融機関や口座を指定し、振り込みを指示するような案内は行いません。不審な場合には納税課へご連絡ください。

☎納税課☎内線2413

軽自動車税の減免申請の受付は5月25日(月)まで

減免対象などくわしくは納税通知書に同封した「お知らせ」をご確認ください。前年度に減免を受けている場合でも申請は必要です。期限を過ぎると減免を受けられませんので、ご注意ください。

☎市民税課☎内線2355

今月は固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納期(6月1日)です

災害など特別な事情で納付が困難な場合は納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。

納税には、便利な口座振替やペイジー(電子納付)などもご利用になれます。

☎納税課☎内線2422(納税相談)・2417(口座振替)

国保・年金

年金からの国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の引き落としを口座振替に変更できます

☎口座振替を希望する口座の内容が分かるもの(通帳など)と、その金融機関届出印を持参し保険課(市役所1階9番窓口)へ ※8月から年金の引き落としを希望する方は5月29日(金)までに申請してください。 ※すでに年金の引き落としから口座振替への変更手続きがお済みの方は、新たな申請は不要です。

☎同課☎内線2382(国民健康保険税)・☎内線2392(後期高齢者医療保険料)

国民年金保険料は退職(失業)による特例免除があります

特例免除とは、本年度または前年度に退職(失業)された場合に、本人の所得額に関わらず保険料の納付が免除されるものです。

特例免除が承認された期間は、一般免除と同様に老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、受給金額は納付された場合と比べて減額換算されます。 ※配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは免除が認められない場合があります。

☎年金手帳と離職票(または雇用保険受給資格者証など)を持参し市民課(市役所1階3番窓口)へ

☎市民課☎内線2394・武蔵野社会保険事務所☎56-1411

子育て・教育

ひとり親家庭のお母さんの資格取得などを応援します

☎市内在住の母子家庭の母(助成要件あり)

◆三鷹市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 就業のために教育訓練に関する講座を受講した場合に、受講料または授業料の一部を助成します。

◇対象講座 ハローワークの「教育訓練給付」の対象講座など

◇助成金額 受講料または授業料の20%(上限10万円、4,000円以下は給付対象外)

◆三鷹市母子家庭高等技能訓練促進費等事業 看護師、介護福祉士、保育士などの国家資格のほか、市長の認める資格を養成機関で2年以上かけて取得する方に、生活費の一部を助成します。

◇助成期間 休業期間の後半の2分の1に相当する期間(上限18ヵ月)

◇助成金額 非課税世帯＝月額103,000円 課税世帯＝月額51,500円

※養成機関での修業修了時には、入学支援修了一時金(非課税世帯＝50,000円、課税世帯＝25,000円)が支給されます。

☎☎いずれも受講申し込み前に子育て支援室☎内線2673へ

児童手当、☎・☎医療証を受給されていない方へ

現在、所得制限超過により児童手当や☎医療証(乳幼児医療費助成)・☎医療証(義務教育就学児医療費助成)を受給されていない方で、所得・年金、扶養人数などの関係で平成21年度から受給が可能となる方は、5月中に申請手続きが必要です。

☎子育て支援室☎内線2675

双子の親の交流会 ☎

☎市内在住の就学前の双子または三つ子のお子さんの保護者16人、保育18人(お座りのできないお子さんは保護者と同室で参加)

☎5月11日(月)午前10時～11時30分

☎総合保健センター

☎☎同センター☎46-3254へ(先着制)